

学校における集団感染のリスクへの対応
「新型コロナウイルス感染症拡大防止に対応した学校運営ガイドライン」
Ver. 2.1【1月12日版】

大町市教育委員会

市内外の感染状況を見据えると、新型コロナウイルス感染症については長期的な対応が見込まれる状況である。

こうした中でも、大町市内の義務教育諸学校は、持続的に児童生徒等の教育を受ける権利を保障していくため、学校における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減した上で、授業や部活動、各種行事等の教育活動を継続していく必要がある。

各学校においては、本ガイドライン及び「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（文部科学省 2020.12.3Ver.5）（以下「衛生管理マニュアル」という。）」などを踏まえて教育活動を進めるものとする。

また、本ガイドラインは、今後の状況の変化に応じて必要な見直しを行う。

なお、本文中記載の感染警戒レベルは県の感染警戒レベル（令和2年8月4日発表。令和3年1月8日修正）に基づくものである。

【県の感染警戒レベル】－感染警戒レベルに応じた状態や対応策の目安－

レベル	アラート	状 態	対 応 策
1	平 常 時	感染者の発生が落ち着いている状態	「新しい生活様式」の定着の促進
2	注 意 報	感染が確認されており、注意が必要な状態	市町村と連携して「注意報」を発令し、住民に感染リスクが高まっていることを認識していただき、より慎重な行動を要請
3	警 報	感染拡大に警戒が必要な状態	市町村と連携して「警報」を発令し、ガイドラインの遵守の徹底の要請や有症状者に対する検査等の対策を強力に推進
4	特別警報Ⅰ	感染が拡大しつつあり、特に警戒が必要な状態	ガイドラインを遵守していない施設等への訪問の自粛の要請等を検討
5	特別警報Ⅱ	感染が顕著に拡大している状態 (ステージⅢ相当)	外出自粛や飲食店等に対する営業時間の短縮、ガイドラインを遵守していない施設に対する使用停止(休業)等の要請を検討
6	緊急事態宣言 (特措法に基づく)	国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある状態 (ステージⅣ相当)	緊急事態措置の実施を検討

1 感染症対策に関する基本的な考え方

感染症対策においては、一人一人の感染予防に関する行動が、自分の命を、家族を、大切な人を、社会を守ることにつながる。また、感染症拡大防止のため、医療や社会生活を維持する業務の従事者等、最前線で尽力されている方々により、私たちの生活は成り立っている。学校教育活動の再開に当たっては、教職員、幼児・児童・生徒、その保護者、その他の学校関係者などの全員が、この認識を共有していくことが重要である。

そうした共通認識の下で、手洗いや咳エチケット、換気の徹底といった基本的な感染症対策に加え、感染拡大リスクが高い「3つの密」を徹底的に避けるために身体的距離を確保する（ソーシャルディスタンスあるいはフィジカルディスタンス）など、学校内外で「新しい生活様式（日常）」を徹底して実践することが必要である。

また、地域の感染状況を踏まえ、学習内容や活動内容を工夫しながら可能な限り、授業や部活動、各種行事等の教育活動を継続し、子どもの健やかな学びを保障していくことが必要である。

なお、地域で感染経路の不明な感染者が増加しているなど、警戒度を上げなければならない場合であっても、特に小学校及び中学校については、家庭内感染が大部分であることを踏まえ、地域一斉の臨時休業は、地域の社会経済活動全体を停止するような場合を取るべき措置として、学校のみを休業することは、学びの保障や心身への影響の観点から、避けるべきと考えており、地域の感染状況により判断する。

2 基本的な感染症予防策の徹底

(1) 児童生徒等への指導

児童生徒等が本感染症を正しく理解して、感染のリスクを自ら判断し、これを避ける行動をとることができるよう、また適切な感染症対策を身につけるよう、別冊「新型コロナウイルス感染症の予防」資料等を活用して、発達段階を踏まえた指導を行う。

また、疾病に対する抵抗力を高めるため、家庭における十分な睡眠、適度な運動、バランスのとれた食事を心掛けるよう指導する。

感染者や濃厚接触者とその家族等に対する偏見や差別につながるような行為を絶対にしなさい、医療や社会生活を維持する業務の従事者等、本感染症拡大防止のために最前線で尽力している方々に感謝の念をもつことについて、発達段階に応じた指導を行う。

【参考】※新型コロナウイルス感染症の予防に関わる指導資料（文部科学省）

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/08060506_00001.htm

(2) 家庭との連携

学校内での感染拡大を防ぐためには、各家庭の協力が不可欠である。

毎日の児童生徒等の健康観察はもちろんのこと、同居家族の健康観察にも協力いただき、万が一、家族に発熱、咳などの症状がある場合や、感染経路の不明な感染者数が増加している場合は、児童生徒等の登校を控えることも重要である。

また、感染経路の不明な感染者数が増加している場合は、休日において不要不急の外出を控える、仲の良い友人同士の家庭間の行き来を控える、家族ぐるみの交流による接

触を控えるなど、学校を通じた人間関係の中で感染が広がらないよう細心の注意が必要である。

こうしたことについて、PTA等と連携しつつ保護者の理解と協力を得られるよう、学校からも積極的な情報発信を心がけ、協力を呼びかけることが重要である。

特に、児童生徒または同居家族が感染した場合や濃厚接触者として特定された場合のほか、保健所から接触者として連絡があった場合等、学校へ必ず連絡していただくよう事前に周知しておくこと。

(3) 基本的な感染対策の実施

ア 感染対策の3つのポイント（●感染源を絶つ、●感染経路を絶つ、●抵抗力を高める）を踏まえた取り組み。

(ア) 健康観察の徹底

- a 家庭において検温、健康観察を行い、発熱や息苦しさ、強いだるさ等の症状がある児童生徒、教職員は登校（出勤）しないこと。
- b 登校後の体調変化時は必ず検温すること。
- c 健康チェックカードは毎日確認し、未記入や未提出の児童生徒は検温、体調確認をすること。
- d 登校後に発熱や息苦しさ、強いだるさ等の風邪の症状がみられた場合は、家庭に連絡し、休養をお願いすること。

(イ) 手洗い・水分補給・うがいの徹底

登校後、始業前、休み時間後、給食前、清掃後、用具や物品等共用したものを使用した後など、石鹸等により丁寧な手洗い（10秒のもみ洗いの後15秒流水で流す）を励行する。

また、こまめな水分補給やうがいなどを行うなどの工夫を行う。

（咽頭へのウイルスの付着を洗い流すため）



(ウ) 咳エチケットの徹底

学校教育活動においては、近距離での会話や発声等が必要な場面があることから、飛沫を飛ばさないよう、児童生徒等及び教職員、来校者は基本的にマスクを着用する。ただし、次の場合マスク着用の必要はない。

- a 十分な身体的距離が確保できる場合
- b 熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断される場合
- c 体育の授業



(エ) 清掃・消毒の徹底

消毒は、感染源であるウイルスを死滅させ、減少させる効果はあるが、学校生活の中で消毒によりウイルスをすべて死滅させることは困難である。従って、一時的な消毒の効果を期待するよりも、清掃により清潔な空間を保ち、健康的な生活により児童生徒等の免疫力を高め、手洗いを徹底することの方が重要である。このため、「3(5) 普段の清掃・消毒のポイント」を参考としつつ、通常のコleaning活動の中にポイントを絞って消毒の効果を取り入れるようにする。また、上記に加えて清掃活動とは別に、消毒作業を別途行う場合、消毒用エタノール、家庭用洗剤（新型コロナウイルス

イルスに対する有効性が認められた界面活性剤を含むもの)、0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液・経済産業省や厚生労働省が公表している資料等や製品の取扱説明書をもとに新型コロナウイルスに対する有効性や使用方法を確認して、ふき取りを負担のない範囲で行うこと。

(オ) 抵抗力を高める

免疫力を高めるため、「十分な睡眠」、「適度な運動」及び「バランスの取れた食事」を心がけるよう指導すること。

インフルエンザ等の流行に備え、予防接種を勧奨するなど、他の感染症等に罹患しないように呼び掛けること。



イ 「換気の悪い密閉空間」「多数が集まる密集場所」「間近で会話や発声する密接場面」という3つの条件(3つの密(密閉、密集、密接))を避ける。

(ア) 換気の徹底

教室2方向の窓を常時開けること。開放できない場合でも30分に1回以上換気すること。エアコン使用時も換気は必要。また、扇風機の併用も有効である。

【寒冷時の換気等の工夫】

- a 室温が下がらない程度に、窓を少し開ける。(室温は18℃以上を目安)
- b 適度な湿度(40%以上を目安)を保つよう工夫する。加湿器や教室内の蒸発皿の設置、清潔な濡れたタオルを干すなど。
- c 教室の広さや暖房機器並びに教室内の人数等により二酸化炭素濃度が上がる時間が異なることから、学校薬剤師に室温や湿度、空気を清潔に保つための換気の方法について助言をもらう。
- d 換気により室温を保つことが困難な場面が生じることから、室温低下による健康被害が生じないよう、児童・生徒等に暖かい服装を心がけるよう指導し、学校内での保湿・防寒目的の衣服の着用について柔軟に対応すること。

(イ) 教室における密集回避の徹底

児童生徒の座席の間隔は可能な限り広くとり、基本形は対面とにならないようにする。(対面が必要な場面は短時間行うことも可とする。)

(ウ) 集会における密集回避の徹底

人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)空けること。各種集会を行う場合は、これを基準とし、できる限り短時間で行うこと。

(エ) 職員室における密集回避

可能な限り他者との間隔(おおむね1~2メートル)を確保し、会話の際は、できるだけ真正面を避ける。

3 具体的な活動場面ごとの感染症予防対策

(1) 各教科等について

各教科における「感染症対策を講じてもおお感染のリスクが高い学習活動」として、以下のような活動が挙げられる（「◆」はこの中でも特にリスクの高いもの）。

- ◆ 各教科等に共通の活動として「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
- ◇ 理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
- ◆ 音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」
- ◇ 図画工作、美術、工芸における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
- ◆ 家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」
- ◆ 体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」

【感染警戒レベル4以上】

上記の活動は、可能な限り感染症対策を行った上で、リスクの低い活動から徐々に実施することを検討する。すなわち、これらの活動における、児童生徒の「接触」「密集」「近距離での活動」「向かい合っでの発声」について、可能なものは避け、一定の距離を保ち、同じ方向を向くようにし、また回数や時間を絞るなどして実施すること。この場合にも、（◆）を付した活動については特にリスクが高いことから、実施について慎重に検討する。

（実施時の留意事項）

- ・できるだけ個人の教材教具を使用し、児童生徒同士の貸し借りはしないこと。
- ・器具や用具を共用で使用する場合は、使用前後手洗いを行わせること。
- ・体育の授業に関し、医療的ケア児及び基礎疾患児の場合や、保護者から感染の不安により授業への参加を控えたい旨の相談があった場合等は、授業への参加を強制せずに、児童生徒や保護者の意向を尊重すること。また、体育の授業は、感染者が発生していない学校であっても、当地域におけるまん延状況を踏まえて、授業の中止を判断すること。
- ・体育の授業は、当面の間、地域の感染状況にもよるが、可能な限り屋外で実施すること。ただし気温が高い日などは、熱中症に注意すること。体育館など屋内で実施する必要がある場合は、特に呼気が激しくなるような運動は避けること。
- ・体育の授業におけるマスクの着用については必要ないが、体育の授業における感染リスクを避けるためには、児童生徒の間隔を十分確保するなど文部科学省の事務連絡（「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について」（令和2年5月21日））を踏まえた取扱いとする。
- ・水泳については、文部科学省の事務連絡（「今年度における学校の水泳授業の取扱いについて」（令和2年5月22日））を参照し、プールへの移動及び着替え時等の密集・密接を避け、不必要な会話や発生をしないよう指導するとともに、更衣室等共用施設

利用の前後に手洗いを徹底するなど、感染防止対策を徹底すること。なお、地域の感染状況によっては、児童生徒の健康と安全を第一に考え、授業の中止を判断すること。

- ・探求学習等におけるフィールドワーク等、外部の方と接する場合、電話や FAX、Web 会議システム等も活用すること。

【感染警戒レベル 1～3】

上記の「感染症対策を講じてもお感染のリスクが高い学習活動」については、換気、身体的距離の確保や手洗いなど感染症対策を行った上で実施することを検討する。その際には、感染警戒レベル 4 以上における留意事項も可能な範囲で参照する。

(2) 部活動

地域の感染状況に応じて以下の通り取り組む。

【感染警戒レベル 6】

可能な限り感染及びその拡大のリスクを低減させながら、なるべく個人での活動とし、少人数で実施する場合は十分な距離を空けて活動する。

密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合っ
て発声したりする活動は行わないようにする。

【感染警戒レベル 4～5】

可能な限り感染症対策を行った上で、リスクの低い活動から徐々に実施することを検討する。密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合っ
て発声したりする活動の実施は慎重な検討が必要である。

【感染警戒レベル 3 以下】

可能な限り感染症対策を行った上で通常の活動を行う。

(全体を通じたの留意事項)

- ・運動不足の生徒もいると考えられるため、生徒の怪我防止には十分に留意すること。
また、生徒に発熱等の風邪の症状が見られる時は、部活動への参加を見合わせ、自宅で休養するよう指導すること。
- ・生徒の健康・安全の確保のため、生徒だけに任せるのではなく、教師や部活動指導員等が活動状況を確認すること。
- ・活動時間や休養日については、部活動ガイドラインに準拠するとともに、実施内容等に十分留意すること。
- ・分散登校実施時は、ガイドラインよりも短い時間の活動にとどめるなど、分散登校の趣旨を逸脱しないよう限定的な活動とすること。
- ・活動場所については、地域の感染状況等にもよるが、可能な限り屋外で実施することが望ましいこと。ただし気温が高い日などは、熱中症に注意すること。体育館など屋内で実施する必要がある場合は、こまめな換気や、手洗い、消毒液の使用（消毒液の設置、生徒が手を触れる箇所の消毒）を徹底すること。また、長時間の利用を避け、十分な身体的距離を確保できる少人数による利用とすること。特に、屋内において多数の生徒が集まり呼気が激しくなるような運動や大声を出すような活動等は絶対に避けること。

- ・用具等については、生徒間で不必要に使い回しをしないこと。
- ・部室等の利用については、短時間の利用とし一斉に利用することは避けること。
- ・運動部活動においては、実施及びマスクの着用について、体育の授業における留意事項及び取扱いに準じること。

以上のほか、文部科学省作成のQ & Aで示している内容に留意すること。

【参考】 https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00025.html

(3) 給食

「学校給食衛生管理基準」に基づいた調理作業や配食等を行うよう改めて徹底すること。給食の配食を行う児童生徒及び教職員は、下痢、発熱、腹痛、嘔吐等の症状の有無、衛生的な服装をしているか、手指は確実に洗浄したか等、給食当番活動が可能であるかを毎日点検し、適切でないと認められる場合は給食当番を代えるなど対応すること。

また、児童生徒等全員の食事前後における手洗いの徹底と、食べる際には、飛沫を飛ばさないよう、机を向かい合わせにしない、大声での会話を控えるなど対応するとともに、食事後の歓談には、必ずマスクを着用すること。

地域の感染状況に応じて、簡易な給食の提供を検討する。

(4) 図書館

図書館利用前後の手洗いを徹底するとともに、児童生徒の利用する時間帯が分散するよう工夫して密集を生じさせないように配慮すること。

なお、公益社団法人全国学校図書館協議会によって「新型コロナウイルス感染症拡大防止対策下における学校図書館の活動ガイドライン」（令和2年5月14日策定・6月30日更新）を参考にすること。

(5) 普段の清掃・消毒のポイント

清掃活動は、学校内の環境衛生を保つ上で重要である一方で、共同作業を行うことが多く、また共用の用具等を用いるため、換気のよい状況で、マスクをした上で行うようにする。掃除が終わった後は、必ず石けんを使用して手洗いをすること。

- ・清掃用具の劣化や衛生状態及び適切な道具がそろっているかを確認するとともに、使用する家庭用洗剤や消毒液については新型コロナウイルスに対する有効性と使用方法を確認する。
- ・床は、通常の清掃活動の範囲で対応し、特別な消毒作業の必要はない。
- ・机、椅子についても、特別な消毒作業は必要ないが、衛生環境を良好に保つ観点から、清掃活動において、家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行うことも考えられる。
- ・大勢がよく手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は1日に1回、水拭きした後、消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭く。また、机、椅子と同じく、清掃活動において、家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行うことでこれに代替することも可能である。
- ・トイレや洗面所は、家庭用洗剤を用いて通常の清掃活動の範囲で清掃を行う。

- ・ 器具・用具や清掃道具など共用する物については、使用の都度消毒を行わなくてよい。ただし、使用前後に必ず手洗いをを行うよう指導する。

(6) 休み時間

休み時間中の児童生徒の行動には、教員の目が必ずしも届かないことから、児童生徒本人に感染症対策の考え方を十分理解させるとともに、地域の感染状況及び学校の状況に応じて、休み時間中の行動についての必要なルールを設定することなども含めて指導する。

【感染警戒レベル4以上】

トイレ休憩については、混雑しないよう動線を示して実施する。また、廊下で滞留しないよう、私語を慎むなどの工夫や指導を行うこと。

(7) 登下校

登下校時には、上記の「休み時間」と同様、教員の目が届きづらいことに加えて、特に交通機関やスクールバスへの乗車中は、状況によっては「3つの密」が生じうることを踏まえ、地域の感染状況を踏まえ、以下のような工夫や指導を行うこと。

- ・ 登下校時については、校門や玄関口等で密集が起こらないよう登下校時間帯を分散させる。
- ・ 集団登下校を行う場合も、密接にならないよう指導する。
- ・ 夏期の気温・湿度が高い中でマスクを着用すると、熱中症のリスクが高くなるおそれがある。熱中症も命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先すること。このため人と十分な距離を確保できる場合には、マスクを外すよう指導する。
- ・ 公共交通機関を利用する場合には、マスクを着用。降車後はできるだけ速やかに手を洗う、顔をできるだけ触らない、触った場合は顔を洗うなどして、接触感染対策などの基本的対策を行うほか、可能であれば乗客が少ない時間帯に利用できるようにするなどの配慮を検討する。

スクールバス利用においては、運行事業者へ以下の内容を教育委員会から依頼しているが、児童生徒においても、十分注意するよう指導すること。

- ・ 定期的に窓を開け換気を行うこと。
- ・ 乗車前に、家庭において検温し、発熱が認められる者は乗車を見合わせること。
- ・ 座席を離し、それが難しい場合は、会話を控えることやマスクの着用について徹底すること。
- ・ 手洗いや咳エチケット等を徹底すること。
- ・ 多くの利用者が触れるドアノブ等を消毒すること。

(8) 修学旅行等諸行事

ア 修学旅行

修学旅行の実施については、感染防止を最優先とし、3つの条件が重なることのないよう、学校長と教育委員会において適切に判断する。教育的意義や児童生徒の心情にも配慮し、可能な限り中止ではなく目的地の変更等内容を再検討することとする。

なお、実施の可否判断については、実施日の21日前(以降も含む)までに、当地域が感染警戒レベル4以上の場合は中止、また目的地(市町村を中心としたエリア)が感染警戒レベル4(相当)以上の場合は、目的地の変更または中止とする。

イ 校外活動等

校外活動等においても、前記アと同様に、感染警戒レベルに応じた対応とし、実施に当たっては、3つの条件が重なることのないよう、開催方法や実施内容を慎重に検討し、感染防止対策を徹底して実施する。特に昼食等飲食を伴う場合においては、感染リスクが高まることから、昼食の時間を班ごとずらす、飲食中の会話を控えるなど対応を工夫すること。また、不特定多数の方と同一の食事場所となる場合においては、昼食を伴わない半日実施も検討すること。

ウ 各種行事

運動会、音楽会及び文化祭等の実施については、3つの条件が重なることのないよう開催方法や実施内容を慎重に検討し、感染防止対策を徹底して実施する。

なお、当地域の感染状況等に応じて、保護者の参観範囲の制限を設けるなど対応すること。

エ 式典行事

入学式、卒業式、着任式、離任式等の実施については、感染防止を最優先し、3つの条件が重ならなることがないよう、当地域の感染状況等に応じて、保護者等参集範囲の制限や校内放送の利用など、実施方法等について、学校長と教育委員会において適切に判断する。

(9) 外部人材の受け入れ

外部講師、ボランティア等外部の人材を受け入れる場合は、県が「往来そのものを慎重に検討を求めている都道府県」(他都道府県での新型コロナウイルス感染症の感染状況のモニタリングの状況による直近1週間の人口10万人あたりの新規感染者数が2.5人を上回った都道府県(以下同じ。))、または感染警戒レベル4以上の県内他圏域からの来訪者については、必要性を改めて検討し、慎重に判断すること。

教育実習生を受け入れる場合は、当該実習生が直近2週間以上当地域に居住し、その間、県が「往来そのものを慎重に検討を求めている都道府県」を往来せず、かつ2週間以上健康状態が良好な場合のみ受け入れることとする。

4 感染が広がった場合における対応

【人権への配慮】

新型コロナウイルス感染症は、当分の間、常に再流行のリスクが存在し、感染予防対策を徹底していても、ウイルスの感染は防げない場合があります。また、自分だけではなく身近な家族や友達等が感染することも想定されます。

患者・感染者、医療機関や福祉施設等で治療等に携わっている方々、交通機関や物流など市民生活の維持に必要な業務に従事されている方々やその家族に対し、人権侵害が起きないように、正確な情報発信や啓発など、人権に配慮した取組みを行う。

また、感染が拡大している地域に居住する方々や当該地域を行き来されている方々に対し、不当な差別的取り扱いや誹謗中傷を行わないよう指導する。

(1) 学校において感染者等が発生した場合の対応

ア 児童生徒等や教職員の感染者が発生した場合

(ア) 学校等への連絡

児童生徒等や教職員の感染が判明した場合には、医療機関から本人（や保護者）に診断結果が伝えられるとともに、医療機関から保健所にも届出される。

学校には、通常、本人（や保護者）から、感染が判明した旨の連絡がされることとなります。

感染者本人への行動履歴等のヒアリングは、保健所が行うこととなります。また、保健所が学校において、感染者の行動履歴把握や濃厚接触者の特定等のための調査を行う場合には、学校や教育委員会も協力することとなります。

(イ) 感染者や濃厚接触者等の出席停止

児童生徒等の感染が判明した場合又は児童生徒等が感染者の濃厚接触者に指定された場合には、各学校において、当該児童生徒に対し、学校保健安全法第 19 条に基づく出席停止とする。

なお、濃厚接触者に対して出席停止の措置を取る場合の出席停止の期間の基準は、保健所の指導による健康観察期間、または感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して 2 週間とする。感染者や濃厚接触者が教職員である場合には、保健所の指定する期間を特別休暇とする。

- ※濃厚接触者
- ①患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触があった者
 - ②適切な感染防護なしに患者（確定例）を診察、看護若しくは介護していた者
 - ③患者（確定例）の気道分泌物もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
 - ④手で触れることの出来る距離（目安として 1 m）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と 15 分以上の接触があった者

(ウ) 接触者への対応

保健所において、検査対象を広げて濃厚接触者に加え接触者として特定された場合は、以下のとおり対応する。

※接触者 保健所の疫学調査により感染者と接触の度合いが濃厚接触者に当たらないが、必要に応じて検査、または健康観察が必要と保健所が認めた者。

健康観察の期間は、感染者との最終接触から2週間。

a 接触者への保健所の対応

(a) 接触者と特定した者に対して健康観察を実施する。なお、接触者に特定された場合、保健所から保護者等へ連絡されるが、学校には連絡なし。

(b) 必要に応じてPCR検査等の実施を検討する。

(c) 健康観察中に健康状態が悪化した場合には、保健所に報告するよう依頼される。

b 学校の対応

(a) 保護者に対し、児童生徒が保健所から接触者として特定された場合は、その状況について、学校に連絡をするよう依頼しておくこと。

(b) 保護者からの申し出により、登校を見合わせる場合は、出席停止として扱う。

(c) 教職員が接触者となった場合、保健所による健康観察（自宅待機）対象者は特別休暇とする。

(エ) 校舎内の消毒

児童生徒等や教職員の感染が判明した場合には、保健所及び学校医、学校薬剤師等と連携して消毒を行う。

イ 学校で体調不良者が発生した場合の対応

学校内で、発熱等の風邪症状が発生した場合には、当該児童生徒等を安全に帰宅させます。症状がなくなるまでは自宅で休養するよう指導する。

なお、特に低年齢の児童等について、安全に帰宅できるまでの間、学校にとどまることが必要となるケースもあるが、その場合には、他の者との接触を可能な限り避けられるよう、別室で待機させるなど配慮する。

(2) 臨時休業

ア 学校で感染者が発生した場合の臨時休業

児童生徒等や教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の範囲の特定や検査、消毒等に必要の日数・範囲で臨時休業を実施する。ただし、濃厚接触者の特定に時間を要しない場合や、濃厚接触者がいない等の場合においては、臨時休業しない場合がある。

また、保健所の調査や学校医の助言等により、感染者の学校内での活動の状況や地域の感染拡大の状況を踏まえ、学校内の感染拡大の可能性が高い範囲に応じて、学校長と教育委員会が協議し、学級単位、学年単位又は学校全体の臨時休業を判断する。

イ 感染者が発生していない学校の臨時休業

国の緊急事態宣言、または当地域の感染状況が悪化し、県知事又は市の対策本部長から臨時休業の要請があった場合、当地域における感染のまん延状況により、教育委員会において判断する。

ウ 学校の再開

上記アにおいては、濃厚接触者が保健所から特定され、校内の消毒等が終了した場合、関係専門機関等と相談の上、また、イにおいては、臨時休業の要請解除等を受け、学校を再開する。

なお、児童生徒等の学びを保障する観点から、当地域の感染状況によっては、分散登校による任意の登校日（自主登校日）を設けるなど、感染リスクを可能な限り低減しつつ、登校の機会を設ける工夫を行う。

5 感染は確認されていないが児童生徒等に症状がある場合の対応

(1) 次のいずれかの場合、出席停止とする。（欠席ではない）

ア 児童生徒等に風邪の症状や発熱がある場合

イ 児童生徒等に倦怠感や息苦しさ（呼吸困難）があつたりする場合

ウ 上記以外にあつて、保護者が出席させることに不安を感じた場合

(2) 教職員においては上記(1)ア・イの症状の場合、出勤しない。

(3) 症状がなくなるまでは自宅で休養する。

6 重症化のリスクの高い児童生徒等への対応

(1) 基礎疾患等のある児童生徒への対応

医療的ケアが日常的に必要な児童生徒、あるいは糖尿病、心不全、呼吸器疾患等の基礎疾患のある児童生徒、その他重症化するリスクが高い児童生徒は、主治医と相談の上、個別に登校の判断をする。欠席する場合は、「出席停止」とする。

(2) その他出席停止等の扱い

ア 保護者から感染が不安で休ませたいと相談のあった児童生徒等について、例えば、感染経路の分からない患者が急激に増えている地域であるなどにより、感染の可能性が高まっていると保護者が考えるに合理的な理由があると校長が判断する場合には、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」として記録し、欠席とはしないことも可能である。

イ 感染警戒レベル4以上（感染拡大注意都道府県相当）に指定された場合、又は地域の感染状況に応じて、学校長と教育委員会が協議し、以下の症状等が見られる場合にも児童生徒の出席停止の措置を取る。

- ・同居のご家族に発熱等の風邪の症状がみられる場合
- ・同居のご家族が濃厚接触者となった場合、又はPCR等の検査を受けることとなった場合は、当該者の陰性が確認されるまでの間

7 児童生徒の心のケア等について

すべての児童生徒が、表面上は元気そうに見えても、新型コロナウイルス感染症に伴う心理的な影響を受けていることが考えられる。

このため、以下のとおり児童生徒の心のケア等を行う。

(1) スクールカウンセラー等との連携による児童生徒への支援

担任等が定期的に児童生徒と面談等を行うなどにより状況を把握し、必要に応じて学校とスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が連携し、不安を抱える児童生徒に対して、家庭も含めた必要な支援を実施する。

(2) 相談窓口の周知（中学生）

LINE相談「ひとりで悩まないで@長野」（毎週水曜日、令和3年3月末まで実施）や学校生活相談センターなどの相談窓口を児童生徒に周知する。

(3) やむを得ず登校できない児童生徒に対する支援

家庭訪問や電話連絡等により状況を把握し、個に応じた丁寧な支援を実施

(4) 新型コロナウイルス感染症に係るいじめや偏見の未然防止

人権教育の推進や指導資料を活用した啓発

(5) 感染が確認された学校への支援

学級担任等が児童生徒の心の健康状態を把握し差別や偏見を未然に防ぐため、面接等で確認できる「聴き取り票」を配布（令和2年9月14日付、県心の支援課長通知参照）

8 海外及び県外に滞在歴のある児童生徒等への対応

(1) 海外

政府の要請に基づく2週間の自宅等での待機を経ていることを確認したうえで、健康状態に問題がなければ登校させる。

(2) 県外

「新型コロナウイルス感染症対策・長野県の基本的対処方針」（令和2年3月31日（令和3年1月8日改正）・新型コロナウイルス感染症長野県対策本部決定）等により対応する。

9 その他

本ガイドラインのほか、文部科学省及び長野県、長野県教育委員会が発出する最新の各種関係通知等を踏まえ、学校、保護者、教育委員会及び関係機関が連携・協力し、感染症対策の徹底を図るとともに、万が一の場合に備え、万全の態勢を構築する。